

首都圏（千葉・神奈川・埼玉）で 悪質な住宅修理業者に関する啓発動画を作成

～チラシ・ポスターに加えて、デジタルサイネージの活用により、住宅修理トラブルに関し注意喚起～

日本損害保険協会 関東支部（委員長：廣松 さゆり・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 執行役員（埼玉地域担当））では、「保険金が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブル防止を目的に、千葉県・神奈川県・埼玉県首都圏において、昨年作成した啓発チラシ・ポスターをベースに、啓発動画（デジタルサイネージ）を作成し、引き続きより効果的な呼び掛けと注意喚起を実施いたします。

台風、豪雨等の自然災害発生後には、住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言ってお金を請求する業者とのトラブルに関する相談が各地の消費生活相談窓口によく寄せられています。埼玉県では昨年6月の大雨により草加市や越谷市等に、また、千葉県では昨年9月の台風13号により茂原市や鴨川市等に災害救助法が適用される災害が発生していますが、今後も各種災害時にはそのような業者によるトラブルが多く発生することが予見されることから、これまでの取り組みを一段進め、より多くの県民の方々に訴求するために、今般、各県版のオリジナル動画を新たに作成しました。

動画の内容は、各県内の消費生活センターに寄せられている典型的な手口や事例を紹介したうえで、消費者へのアドバイスとして、うその理由で保険金を請求すると詐欺に該当する恐れがあることや、保険が適用になるかは、事前に入社している保険会社、代理店に相談することを伝えるとともに、各県ごとの住宅修理の保険申請サポート等の相談の割合（相談の5割～7割が高齢者層を占める）を掲載しています。

そのうえで、不審に思った場合は、業者と契約する前に、加入している損害保険会社や損害保険代理店、消費生活センター等に相談してもらうことを伝え、全国共通の電話番号「消費者ホットライン188（いやや）」や、損保協会に設置されている「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤルの番号 0120-309-444（さあ連絡しよう）」等を紹介しています。

作成した動画は、損保協会のホームページやYouTubeチャンネルに掲載して、各方面に幅広く周知して注意喚起を図るとともに、各県の消費生活相談窓口や各県警察の協力も得て、啓発活動を着実に実施してまいります。

申請すれば、台風被害として保険金が支払われてリフォームができますよ！

台風によるものかわからないんですが...

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当する恐れがあります。

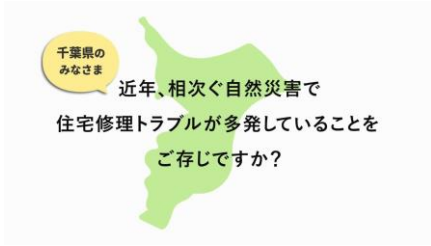
消費者へのアドバイス部分①

違約金として、支払われた保険金の35%をお支払いください

保険金で材料でできると言われたのに...

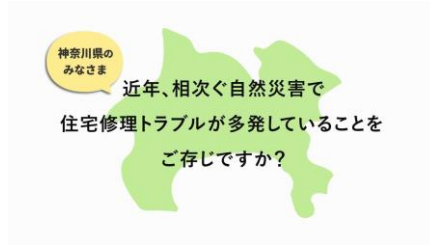
保険が適用になるかは、事前に入社している保険会社、代理店に相談しましょう！！

消費者へのアドバイス部分②



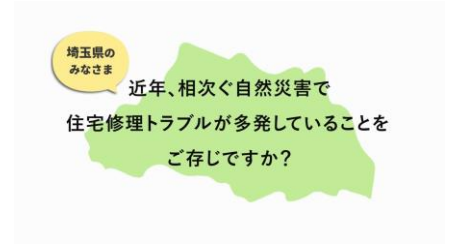
千葉県バージョン

<https://youtu.be/xTgk-qLhuD0>



神奈川県バージョン

<https://youtu.be/4FsDNSwz3uQ>



埼玉県バージョン

https://youtu.be/06wHU_gyIaI